

農薬販売者の皆さまへ

農薬の販売にあたっては、農薬取締法で販売者が遵守すべき事項が定められていますので、次の点に留意して適正な販売を行うようお願いいたします。

毒物、劇物に該当する農薬を販売する場合は、**『毒物劇物販売業』**の登録が必要
管轄保健所に相談すること

届出事項の変更（農薬取締法第17条）

- 届出内容に変更が生じた場合 ⇒変更届を提出
- 事業を廃止した場合 ⇒廃止届を提出
- ◆ 届出書類は写しを保管し、届出内容が確認できるようにしてください。
- ◆ 届出方法、様式などは、地域農業振興課のホームページを確認してください。

検索ワード:

販売の制限または禁止等（農薬取締法第18条）

- ◆ 農薬販売者は、容器・包装・添付文書等に法第16条の規定による表示のある農薬でなければ販売してはいけません。
- ◆ 販売禁止農薬、無登録農薬については、販売してはいけません。
- ◆ また、有効期限切れの農薬を販売しないよう注意してください。

帳簿の記載（農薬取締法第20条）

- ◆ 農薬販売者は、農薬の受払等を記録した管理帳簿を備えておかなければいけません。
- ◆ 帳簿は最終使用から3年間保管してください。
- ◆ 帳簿は農薬の種類ごとに記録し、受入(譲受)、払出(譲渡)、在庫量等を経時的に記録してください。

虚偽の宣伝等の禁止（農薬取締法第21条）

- ◆ 有効成分、含有量、効果等について虚偽の宣伝をしてはいけません。
- ◆ 無登録の農薬を登録されていると誤認させるような宣伝をしてはいけません。

立入検査（農薬取締法第29条）

- ◆ 農薬の適正な販売状況を確認するため、県の農薬取締職員が販売所に立入検査を行うことがあります。(原則、無通告)
- ◆ 届出事項、帳簿、農薬の保管・販売状況等を確認するので、ご協力願います。

大分県農薬指導士制度

大分県では、農薬の安全使用・適正販売を確保するため、農薬取締法等関係法令および適正な農作物防除や農薬販売等に必要とされる基礎的・専門的知識の普及・定着を推進するため、これらの知識を有する「大分県農薬指導士」を育成しています。

大分県農薬指導士の認定を取得したい場合は、新規認定研修・試験について、ホームページ等で確認し、申し込みを行ってください。

検索ワード:

(問い合わせ先: 大分県農林水産部地域農業振興課 Tel:097-506-3661)